

S H O W A H O U J I N K A I

公益社団法人

# 昭和法人会 会報

'24 | 01 208号



写真/日本一の干潟

熊本県 御輿来海岸

撮影/昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

【主な記事】

- 年頭のご挨拶 (P1~4)
- 納税表彰 (P5~6)
- 署長講演「大人のための租税教室」(P7~9)
- 第8回税に関する絵はがきコンクール (P10~11)

公益社団法人 昭和法人会 事務局  
昭和区広見町1-13-4 大栄ビル1階  
TEL (052) 882-9677 FAX (052) 882-7798  
令和6年1月20日発行



徳島県 吉野川 シラスウナギ漁  
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

## CONTENTS

1~4	年頭のご挨拶
5~6	納税表彰
7~9	署長講演「大人のための租税教室」 昭和税務署長 佐合 一信氏
10~11	第8回 税に関する絵はがきコンクール
12~13	中学生の「税についての作文」
14~15	青年部会コーナー
16~17	女性部会コーナー
18	行動する法人会
19	法人会全国大会 <群馬大会>
20~23	令和6年度税制改正に関する提言
24~26	市内9法人会合同講演会/大規模法人合同研修会/市内ブロック連絡協議会講演会/ 年末調整税務研修会/やさしい法人税セミナー/東海3県横断税務広報
27	社会貢献活動「地域住民まつり」
28~29	インターネットセミナーのご案内/消費税の期限内納付/法人会アンケート調査システム
30~35	税務署だより
36~37	県税広報
38~39	市税広報
40~43	新年紙上名刺交換
44	当面の行事予定/編集後記



公益社団法人 昭和法人会 会長  
ブラザー工業株式会社  
常務執行役員

## 伊藤 敏 宏

皆様、あけましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、日頃から昭和法人会の活動に対しまして、格別の御理解と御支援を賜り心からお礼申し上げます。

また、役員の皆様には、それぞれ社業でご多用の中、ボランティアで昭和法人会の活動を支えていただいております。深甚より感謝申し上げます。

さて、昭和法人会は、公益社団法人として、法人会の基本理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」を基に、納税意識の向上や税知識の普及を目的とした事業、地域社会への貢献を目的とした事業に、役員の皆様をはじめ会員の皆様とともに幅広い活動を一層推進し、積極的な情報発信をしてみたいと考えております。公益事業の推進を基本として活動するというスタンスを変えずに事業展開していくことで、公益法人として社会的責任も十分果たすことができると考えております。

令和2年に新型コロナウイルス感染症が発生してから、すでに3年を経過しました。昨年5月にこの感染症が2類感染症から5類感染症に引き下げられましたが、まだまだコロナの影響等が残っているものと思われます。少しずつ経済活動も活発になってきており、当会の事業活動におきましても、4年前と同様に、おおむね計画どおりの活動ができるようになってきております。

コロナ感染症は少し収まりつつありますが、ロシア・ウクライナ問題や米中問題があり、更には為替・金利が乱高下していることから、物価は高騰し皆様の生活及び人件費等に大きく影響を与え、企業活動にも大きく影響を及ぼしているのではないかと思います。

経営自体が不透明で難しい時代であり、また、私たち企業経営者を取り巻く環境も、大変厳しい時期を迎えておりますが、何とか乗り越えるためにも、皆様がいろいろな知恵を絞って、そして、情報共有をして乗り越えていきたいですし、何よりも会員の皆様の健康と安全、企業の御繁栄を心からお祈りする次第であります。

また、新たに起業された方々にも、当会にご入会いただき会員の和を拡げ、地域を代表する経営者の団体として、会員の皆様のみならず多くの経営者の声やニーズを的確に捉え、皆様のお知恵を拝借しつつ、国・県・市町の税務御当局の御指導を仰ぎながら、従来にも増して企業経営と社会の発展に貢献する活動を推進してみたいと考えております。

会員の皆様には、当会の事業運営に対しまして、今までにも増して御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、迎えました新たな年も、会員の皆様の御健勝と各企業の御繁栄を心から祈念いたしますとともに、関係御当局・諸団体の皆様の変わらぬ御支援・御協力をお願い申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。



名古屋国税局 課税第二部長

## 河 之 口 幹 夫

令和6年の年頭に当たり、公益社団法人昭和法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人昭和法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」といった税の啓発活動のほか、地域社会への貢献活動を実施していただいております。

ここに、伊藤会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行し、各地で数年振りに花火大会やお祭りが開催されるとともに、訪日外国人数が増加するなど、社会活動が活発化し、我が国の経済に明るい兆しが見えました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、公益社団法人昭和法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展等により、大きく変化しています。

国税当局としましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションとして、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え

て、「事業者のデジタル化促進」も関係省庁と連携して進めてまいります。

マイナポータル連携の拡大などにより、スマートフォンを利用した申告手続はますます便利になっておりますので、キャッシュレス納付と併せて、是非、御利用いただきますようお願い申し上げます。

また、昨年10月1日に開始したインボイス制度につきましては、これまで、幅広い事業者の方々に制度理解が進むよう、説明会の開催や個々の事業者の実態を踏まえた個別相談など、様々な取組を行ってまいりました。

今後も、こうした事業者の皆様へ寄り添った対応を継続するほか、事業者の方々の不安に耳を傾け、丁寧な説明を行ってまいります。

引き続き、法人会の皆様の御理解の下、これらの取組を進めてまいりたいと考えておりますので、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人昭和法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



# 謹賀新年

令和六年 正月

昭和法人会の益々のご発展と  
会員皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。  
本年も、よろしくお願い申し上げます。



昭和税務署

署長

佐合一信

副署長

木下真紀子

法人課税  
第一統括官

山吉浩司



山吉 浩司 佐合 一信 木下 真紀子



愛知県名古屋南部県税事務所長

**金森清勝**

明けましておめでとうございます。

令和6年の年頭に当たり、公益社団法人昭和法人会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から愛知県の税務行政を始めとする県政の円滑な推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、アフターコロナへの動きが加速する中、安心な日常生活を取り戻し、社会経済活動を回すための取組をオール愛知一丸となって進めてまいりました。

そうした中、昨年は、新たに「もののけの里」が開園した「ジブリパーク」を始め、国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」や「愛知国際アリーナ」の整備を着実に推進するとともに、2026年の愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会に向けた準備をしっかりと進め、愛知を更なる「飛躍」へと導く1年となりました。

また、国に先駆けて取り組んだ「少子化対策パッケージ」や、本県独自の「休み方改革プロジェクト」など、時代の流れを見極めながら、愛知が「ファースト・ペンギン」となり、様々な取組に果敢にチャレンジした1年でもありました。

今後、日本の未来を形づくるビックプロジェクトを着実に進めるとともに、新時代を担う人材の育成・発掘に力を注ぎ、「日本一元気なあいち」の実現を目指してまいります。

依然として財政状況が厳しい中、こうした施策を着実に推進するためには、財政運営の根幹である県税収入の安定的な確保が何よりも重要であります。

私たち税務行政に携わる者は、納税者の皆様からのご理解とご協力が得られるよう最大限の努力を重ね、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「信頼される税務行政の確立」に向けて誠実に努めてまいります。

また、納税者の視点から納税環境の整備を進めていくことが重要と考えております。法人県民税・事業税やゴルフ場利用税などの申告・納税手続については、eLTAXを活用していただくことにより、すべての地方団体に一括して電子申告及び共通納税を行っていただくことができます。加えて、昨年4月からはeL-QR（地方税統一コード）を利用した納税ができるようになり、納税場所や決済手段の拡大など、納税者の皆様の納付に対する利便性の向上も図っておりますので、会員の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

県民の皆様すべてが豊かさを実感できる「日本一住みやすい愛知」、すべての人が輝き、未来へ輝く「進化する愛知」の実現を目指し、職員一同全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、公益社団法人昭和法人会の益々のご発展と、この新しい年が会員の皆様にとりまして幸多き年であることを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



令和5年度

# 納税表彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和5年10月25日(水) 三田共用会議所

## 財務大臣表彰



相羽 由光

(株)東郷製作所  
東郷支部  
(公社)昭和法人会  
筆頭副会長

●令和5年11月10日(金) 熱田神宮会館

## 昭和税務署長表彰



笠原 照基

曙螺子工業(株)  
東郷支部  
(公社)昭和法人会  
理事



川本 幸政

(有)川本緑化  
長久手支部  
(公社)昭和法人会  
常任理事



杉山 謙

日本ガイシ(株)  
瑞穂ヶ丘支部  
(公社)昭和法人会  
筆頭副会長

令和5年度

# 納税表彰

(昭和法人会関係、敬称略、五十音順)

●令和5年11月10日(金) 熱田神宮会館

## 昭和税務推進協議会長表彰



青山敬明

フジパングループ本社(株)  
萩山支部  
(公社)昭和法人会  
副会長



江場大二

(株)エバ  
南天白支部  
(公社)昭和法人会  
青年部会 部会長



黒宮淳司

(株)黒宮建設  
瑞穂ヶ丘支部  
(公社)昭和法人会  
理事



細野浩之

竹田印刷(株)  
円上支部  
(公社)昭和法人会  
監事



横井昭

横井定(株)  
津賀田支部  
(公社)昭和法人会  
理事



# 『大人のための租税教室』



講師／昭和税務署長 佐合一信氏

- 日時／令和5年11月13日(月)
- 会場／メルパルク名古屋

## 【はじめに】

昭和税務署長の佐合です。本日はよろしくお願ひします。

昭和法人会の皆様には、日頃から税務行政に深いご理解と多大なるご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日は、「大人のための租税教室」と題してお話をさせていただきます。

人間の記憶は、今聞いたことが20分後には42%忘れ、一時間後には56%、一日後には、74%忘れると言われております。

更には、一週間後には、77%忘れるとのデータもあります。

今日は、その23%の記憶に残る話ができたらと思っておりますので、皆さんも23%の内、ほんの少しでも良い印象で記憶していただけるようお願いしたいと思います。

## 【自己紹介】

今年の7月10日付で67代の昭和税務署長となりました佐合一信と申します。前任は名古屋国税局調査部の次長をしておりまして、職場の中で名古屋国税局調査部勤務が約14年と最も長かったと思います。資本金1億円以上の大企業の調査を担当しておりました。

## 【税を考える週間】

はじめに、国税庁で実施している「税を考える週間」についてご説明します。国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民の皆様には適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組をご紹介しますこととしております。

「租税教育」に関しましては、小学校・中学校・高校で租税教室として授業の時間をお借りして実施しております。昭和税務署管内におきましても数多くの学校に講師を派遣し、次代を担う児童生徒に税の役割と大切さを講義させていただいております。小学校においては、61.9%の学校で租税教室を開催しています。学校の校長会へ顔を出して租税教室開催の依頼をし、更なる開催の推進を図っているところです。

法人会・税理士会が中心となって講師を務めていただいております。この租税教室を活発に開催していることもありまして、税に関する習字や作文、標語や絵葉書もたくさんの応募がございます。

税の啓蒙活動の一環を法人会に担っていただいていることに関しまして、お礼を申し上げますとともに頼もしく思っております。

## 【財政の現状】

国の令和5年度当初予算の歳入は114兆3,812億円であり、そのうち約60.7%は所得税、消費税、法人税などの「租税及び印紙収入」で賄われ、約31.1%は将来世代の負担となる国の借金「公債金」(国債)に依存しています。

次に、歳出は、約22.1%が国の借金である国債の元利払いに充てられる費用「国債費」となっています。その国債費の一部を歳出から除いたものを「基礎的財政収支対象経費」といい、当初予算で89兆5,195億円計上されています。

その中には、教育などに関わる「文教及び科学振興費」のほか、私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護生活保護、社会福祉などに使われる「社会保障関係費」、地方公共団体の財政力の違いに応じ、公共サービスに格差が生じないように調整するために支出する「地方交付税交付金等」、住宅対策や市街地、道路、上下水道などの整備などに使われるほか、災害が起きたときの復旧事業のためにも使われる「公共事業関係費」などが含まれています。

それでは、この地域の状況や財政状況はどうかということですが、昭和税務署の管内は名古屋市の一部(昭和区、瑞穂区、天白区)と長久手市、日進市、東郷町となります。

人口約230万人の政令指定都市であります名古屋市は、人口密度は1平方キロあたり、7,105人。長久手市、日進市、東郷町は、2,400～2,800人くらいとなっています。

私の住む美濃加茂市は、人口は長久手市に近い5万7千人ほどですが、その面積は約3.5倍、人口密度は、名古屋市の10分の1、長久手市の4分の1です。

昭和区、瑞穂区、天白区の人口や人口密度は、昭和区が人口約10万8千人、人口密度9,838人、瑞穂区が約10万7千人、人口密度が9,528人、天白区については人口16万2千人と人口は多いですが、人口密度は7,547人となっております。住宅地が中心であることがうかがわれます。

また、平均年齢ですが、日本の平均年齢は、48.6歳となっておりますところ、特に長久手市は、40.2歳と日本一若い街と呼ばれており、昭和税務署管内は比較的若い世代が多い地域となっています。更に、長久手市は、住みよさランキングなど、さまざまなランキングで全国の上位にランク付けされる勢いのある街と言われています。

東洋経済が評価している都市ランキング「住みよさランキング



講演会の光景

2023」では長久手市は6位、名古屋市は21位、日進市は84位でした（評価方法はよく分かりませんので参考まで。なお、東郷町については市政ではないので、対象に入っていないようです。）。

続いて、各市町の令和5年度の予算関係ですが、この地域の自主財源比率は全国平均よりやや高いと言えます。

愛知県の市町は、2020年度の財政が健全な都市ランキング50位の中に20の都市がランクインしています。日進市と長久手市は、18位、19位でした。

一人当たりの予算や税収は、やはり名古屋市がダントツに多くなっています。

2022年の世界の平均年齢について、日本は諸外国に比べて平均年齢が非常に高く、寿命の伸びと少子化で高齢化が進んでいます。日本の高齢化は、大きな課題となっています。

## 【収入と税】

次に収入と税についてお話しします。

主に、クイズの賞金やノーベル賞の賞金、オリンピックの報奨金についてお話しします。

まず、クイズの賞金については（一般的に）一時所得に該当します。

100万円の賞金をもらった場合の計算は、100万円から特別控除額50万円を引き、残りの50万円を2分の1した25万円が所得となります。

他に収入のない小学生がもらった場合は、基礎控除額以下の金額なので税金はかかりませんが、給与所得者など、もともと課税されている人は、25万円が所得金額に上乘せされ所得税を払うことになりますので確定申告が必要です。

次にノーベル賞の賞金についてご紹介します。

ノーベル賞の受賞者には1,100万スウェーデン・クローナ（約1億5千万円）の賞金が渡されます。

複数人が共同で受賞した場合は等分します。日本で最初の受賞者は、1949年の湯川秀樹博士のノーベル物理学賞でした。

これまでの受賞者は28人で、所得税法9条13号ホの規定により「ノーベル基金からノーベル賞として支払われる金品」は非課税とされ、税金は課されていません。

ただし、経済学賞はスウェーデン国立銀行の働きかけで1968年に新設され、ノーベル基金からではなく、スウェーデン国立銀行が運営する基金から、支払われることになっています。現行の税法では、ノーベル基金から支払われていないので一時所得として課税となります。現在までのところ日本では受賞者がいないので問題となっていませんが、受賞者が出た場合は議論となるかもしれません。

ちなみに名古屋市科学館の地下2階には、あいち・なごや

ノーベル賞受賞者記念室があり、愛知県や名古屋市ゆかりの受賞者8名が紹介されています。

受賞者の大学の在籍では（重複もありますが）名古屋大学が7名、名城大学が3名となっています。

メダリストの報奨金については、日本オリンピック委員会（JOC）や日本障がい者スポーツ協会（JPSA）からの報奨金は全額非課税です。これは、所得税法に規定されています。

また、JOC等に加盟している競技団体からの報奨金についても金500万円、銀200万円、銅100万円までは非課税となります。

日本では、1992年のアルベールビルオリンピックから報奨金制度が創設されました。1988年のソウルオリンピックで日本のメダル獲得数が激減したのがきっかけだったと言われています。

当初は、JOCからの報奨金も課税されていました。しかし、1992年のバルセロナオリンピックにおいて、競泳女子200メートル平泳ぎで1週間前に14歳になったばかりの中学生、岩崎恭子選手が金メダルを獲得した際に「未成年の岩崎恭子選手に税金をかけるのか」という世論の批判が多く寄せられて、1994年の税制改正で非課税規定ができたということです。

ゴルフトーナメントでは、賞金の他によく副賞が贈られる場合があります。

プロゴルファーの多くは、個人事業主となります。獲得した賞金は、50万円を超えると10.21%分が源泉徴収されます。

また、車や米などの副賞も課税されますので、例えば車の場合、通常の小売販売価格の60%相当額で評価されます。仮に600万円の車の場合600万×60%=360万円を収入として申告する必要があります。

また、最近、相場が上がってきた金地金の売却益についても、譲渡所得となります。近年、金相場は、1グラム1万円を超えています。20年前の相場は1グラム1,300円程度、10年前でも5,000円以下でした。

仮に20年前に130万円で購入した金塊1キロを今売却すると、令和5年11月7日の1グラムの相場は10,428円ですので、対価は1,040万円ほど、売却益は910万円で譲渡所得の金額は50万円引いて2分の1した430万円となります。

金地金の売却については、一度の取引が200万円を超えるものについては、買い取り業者から税務署に対して支払調書（取引資料）が提出されます。売手側が確定申告していない場合は、税務署から連絡させていただきますので、売却益を得た場合にはくれぐれも申告をお忘れないようにお願いします。

## 【庁局署の取組紹介】

～デジタル社会の実現に向けた取り組み～（政府の方針）

デジタルの活用によって、我々を取り巻く環境もめまぐるしく変化しています。政府全体で見ると、2021年9月に日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足し、これからの日本が目指す社会の姿である「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向けて、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携して社会全体のデジタル化を推進する取組を進めているところです。

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が取り組むべき個別を掲げた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が、令和5年6月9日閣議決定され、「確定申告の利便性向上に向けた取組の充実」、「国税関係手続のデジタル化の推進」などの国税庁の関連施策についても掲載されています。

## ～チャットボット・タックスアンサー～

国税庁においては、チャットボットやタックスアンサーなどのデジタル相談の充実や利便性の向上を図り、利用者自身で税に関する疑問を解決できる環境の整備に努めております。

チャットボットはAIが24時間いつでも自動で回答するウェブサービスで、利用方法はスライドの左側に記載のとおり、相談内容を選択し、「メニューから選択」または「文字で入力」のどちらかの方法で質問すると、簡潔な回答と参考情報のリンクが表示され、短時間で必要な情報にアクセスできます。

タックスアンサーでは、ライブイベント等に応じて検索できるようにするなど検索方法を充実することで、情報の探しやすさを向上させております。

今後もチャットボットやタックスアンサーは、最適なUI/UXの実現へ見直しを進めていくとともに、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上にも取り組んでまいります。

## ～スマートフォンを利用した所得税申告について～

確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。

給与所得（勤務先から給与収入がある方）、雑所得（年金収入や副業の収入がある方）がある方のほか、青色申告決算書や収支内訳書を作成される方についても、スマートフォンなどに最適化したデザインのスマホ専用画面から所得税の確定申告書を作成することができます。

また、マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンでマイナンバーカードの電子証明書を読み取って、e-Tax送信を可能とするといったサービスも提供しています。

更に、令和3年分確定申告から、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影し、必要な項目を申告書へ反映する機能を追加しました。

なお、パソコンから確定申告書等作成コーナーを利用してe-Tax送信する方についても、マイナンバーカードの読み取りに当たってICカードリーダーの代わりに対応スマートフォンを利用することも可能です。

## ～キャッシュレス納付の利用拡大～

国税のキャッシュレス納付には、e-Taxを利用して口座振替ができるダイレクト納付、預貯金口座から自動的に口座引落しを行う振替納税、インターネットバンキングを利用した電子納税、クレジットカードやスマートフォンの決済アプリ（Pay払い）を利用した納付があります。

これらの手続は税務署や金融機関に出向くことなく納付が行えるメリットがあります。

納税者の方が、「より便利に、よりスムーズ」に納税できるよう、引き続きキャッシュレス納付の利便性向上に努め、金融機関や関係団体、地方団体などと連携してキャッシュレス納付の利用拡大に取り組みます。

なお、令和6年4月以降は、ダイレクト納付の機能改善を行い、その利便性を更に向上させる予定です。

## (参考)ダイレクト納付の利便性の向上

令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、申告とあわせてダイレクト納付をする意思表示を行うことで、改めて納付手続を行うことなく、法定納期限(\*)に自動で口座振替が行えるようになります。

※法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌日

ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座情報を記載した利用届出書を税務署又は金融機関に提出することで、e-Taxを利用して電子申告をした後に、簡単な操作で口座振替ができる納付方法です。

このダイレクト納付を利用すれば、申告から納税までの一連の手続が、e-Tax上ですべて完結できるようになります。また、税理士の方が納税者の方に代わって納付手続を行うことも可能になります。

毎月、源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）や消費税の中間分を納めている法人の方など、納付の機会が多い方におすすめです。

振替納税とは、個人の方が、あらかじめ預貯金口座情報を記載した振替依頼書を税務署又は金融機関に提出することで、決まった期日に自動で口座引落しを行う納付方法です。

毎年の確定申告で所得税や消費税を納めている個人の方におすすめです。

この振替納税は、申告の度に納付手続をする必要がなく、決まった期日に自動的に引き落とされるため、納税を失念するようなこともありません。

なお、個人の方であれば、ダイレクト納付の利用届出書や振替納税の振替依頼書を、書面による提出だけでなく、e-Taxでも提出（送信）することが可能です。

## ～インボイス制度について～

10月1日からインボイス制度が始まりました。

国税庁のホームページには「インボイス制度特設サイト」を設けております。特設サイトでは、①オンライン説明会といった説明会の開催案内、②インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、③インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。必要に応じてご参照ください。

また、税務署においても現在も説明会を随時開催しておりますのでお尋ねください。

## 【おわりに】

以上、これまで「大人のための租税教室」と題しまして、税の役割やその使途、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組みや国税庁のICT化などに向けた諸施策についてご紹介させていただきました。

なお、国税庁ホームページに、「税を考える週間」のコーナーを開設しておりますので、今回紹介した内容について、更詳しくお知りになりたい場合は、そちらも併せてご覧ください。

ご清聴ありがとうございました。




広島国税局児島税務署長の時に購入されたというデニムスーツ

※この記事は11月13日の税務署長講演を要約したものです。

文責／公益社団法人昭和法人会




**昭和税務署長賞**  
 名古屋市立松栄小学校 瀬戸 彩花さん




**昭和法人会会長賞**  
 東郷町立音貝小学校 佐野 想さん

## 第8回

# 税に関する絵はがきコンクール

昭和法人会女性部会では、本年度も管内の小学校62校の6年生を対象とした「第8回税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。本年度から名古屋市、日進市、長久手市及び東郷町の各教育委員会の後援を受け、租税教室を開催した小学校を中心に協力いただき作品募集を行いました。その結果、募集方法を変更したにもかかわらず、前年度を大幅に上回る243作品の応募がありました。

女性部会では、会長、税務署関係職員や絵に精通した第三者を交え「作品審査会」を実施し、7作品を入賞作品としました。

上位5賞に入賞した作品については、11月12日（日）イオン八事店GGモールにて開催した昭和税務連絡協議会主催の「税に関する作品合同表彰式」にて、小学生の「習字」、中学生の「税についての作文」及び「税の標語」とともに表彰されました。当日は、保護者の方々も多数参加され、受賞者は緊張の中にも笑顔があふれていました。



昭和税務署長賞の瀬戸 彩花さん



昭和法人会会長賞の佐野 想さん



昭和税務連絡協議会会長賞の江畑 陽希さん



昭和法人会女性部会長賞の山根 千昌さん



昭和法人会青年部会長賞の西脇 亜莉紗さん



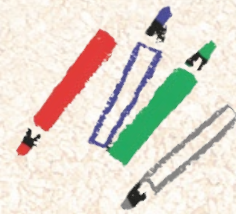
🏆 **昭和税務連絡協議会会長賞**  
名古屋市立松栄小学校 江畑 陽希さん



🏆 **昭和法人会青年部会長賞**  
名古屋市立松栄小学校 西脇 亜莉紗さん



🏆 **昭和法人会女性部会長賞**  
名古屋市立松栄小学校 山根 千昌さん



🌟 **優秀賞**  
名古屋市立野並小学校 上野 莉奈さん



🌟 **優秀賞**  
名古屋市立松栄小学校 鳥居 ゆいさん



## 東海税務連絡協議会会長賞

名古屋市立萩山中学校 3年

まえだ あおな  
前田 蒼奈さん

### 『「当たり前」を何よりも』

小学校の頃、授業などで「世界には学校に行けない子どもたちがたくさんいる」とよく聞いていた。すると、誰かが必ずこう言うものだった。

「学校に行かなくていいの?最高じゃん!」

本当に、学校に行かないことは最高なのだろうか。

シリアに、働くために学校を辞めなければならなかった十三歳の少年がいたそうだ。その後、彼は支援のおか

げで、働きながら学習センターに通うことが決まった。その日のことを「人生最高の日」と語っている。

学校に行きたい子どもが学校を辞めなければならず、学校に行きたくない子どもが学校に通っているなんて!強く違和感を感じた。

学校に行く。これは私たち日本の中学生にとって当たり前の日常だ。でも、当たり前だと思っていることにも、たくさんのお金がかかっている。そして、そのお金は税金によって賄われている。公立の小・中学校の場合、小学生一人あたり年間約九十七万五千元、中学生一人あたり年間約百十二万二千元という税金が、教育費として使われている。つまり、義務教育九年間での合計金額は約九百二十一万六千元。これほどの大金がかかっているとは知らず、驚いた。



## 昭和税務署長賞

名古屋市立萩山中学校 3年

おおの  
大野 ひらりさん

### 『やさしさのかたち』

日本は今、高齢者の割合が高まっている。いわゆる高齢化社会だ。私の祖父の姉もその一人で、特別養護老人ホームに入居している。私が幼かった頃は一緒に暮らしていてとても可愛がってもらっていた。しかし今は認知症を患っているの、私が誰なのかよく分かっていない。少し寂しいけれど、部屋を訪れると穏やかな優しい表情で迎えてくれるので私は幸せな気持ちになる。

彼女が穏やかな暮らしをしていけるのは、毎日の食事やお風呂などの生活を隅々まで施設で支えてもらっているからだ。また、本人や家族の金銭的負担が少なく豊かに暮らしていけるのは、特別養護老人ホームの費用減免制度も充実している為であり、その補助は税金で賄われて成り立つ。笑顔と幸せな暮らしを守っていく為に介護・医療・年金の分野でも使われているのである。だから私は、税金は私たち国民の基本的な暮らしを支える為だけでなく、充実した幸せな人生を歩むのに必要な「支出」とも言える、そう考えるようになった。

二〇二三年六月十四日、「認知症基本法」が成立した。認知症を患う人も健常者と同様に尊厳を持ち、社会の一員として自分らしく生きていく為の支援や認知症予防の為の施策を定めることを目的とした法律だ。平均



## 昭和納税貯蓄組合連合会会長賞

名古屋市立萩山中学校 3年

ひだか はる  
日高 波瑠さん

### 『いつまでも元気でいてほしいから』

僕の父方の祖父は八十一歳。体はとても元気で、今でも僕が歩くのが嫌になるくらいの距離でも、「昔はもっと歩いとった。」と言ってどんどん歩いていく。そんな祖父が、去年の年末あたりから認知症を患ってしまった。夜中に散歩に出て行ってしまって、警察に保護されたこともあった。最近では、デイサービスにも通うようになって、訓練みたいなこともしているみたいだ。

僕の父は、四十三歳。毎日、仕事でとても忙しそうにしている。忙しそうだけど、仕事が楽しそうでもある。父は、「働き盛りだからね。」と言いながら、毎日がんばっているみたいだ。そんな忙しい父だけど、僕が勉強のことを聞きに行くと、嫌な顔をせずに教えてくれる。僕は、数学がとても好きなので、父と数学の話で盛り上がった時はとても楽しい。

祖父は、認知症を患ってから、祖母と共に僕の家の近くに引っ越してきてくれた。父の話だと、祖父のお世話がしやすいように近くに引っ越してきてもらったとのことだった。僕は、祖父と祖母が近くに来てくれたから、一緒にご飯を食べに行く回数が増えてうれしい。でも、父と母は、祖父のお世話でちょっと大変そうだ。

認知症の祖父と働き盛りの父、僕から見ると二人に流

しかし、私は授業中寝ていたり、教科書で遊んだりする人を、何度も見かけたことがある。正直なところ、私もそういったことをしたことがある一人だ。あの時、雑に扱った掃除道具にも、落書きに使ったチョークにも、全て税金が使われているのだということを、私は考えもしなかった。きっと、それは私だけではあるまい。いったいどれだけの人が、日々の授業や学校の道具を、本当に大切にしているだろうか。

忘れてはいけない。私たちは、税を納めるたくさんの大人に支えられて、学校生活を送れているのだということ。そして、世界には、学校に通えない子どもが、数えきれないほどいるのだということ。私たちはまだ子どもだ。でも、いつまでも当たり前のことに甘えていてはいけない。私たちには、学校という恵まれた環境があるのだ。

寿命が八十三、四歳である日本。誰もが生き生きと自分らしく、なおかつ安心して豊かな人生を送る為に社会全体で保障していくことは、必要不可欠であると思う。

勿論、高齢者だけが税の恩恵を享受しているわけではない。最近だと、コロナワクチンの予防接種券が国民全員に届いた。私も予防接種を受けた。十四歳の自分にも九十四歳の祖父の姉にも平等に配られた。ワクチンを接種したお陰で、家族全員感染することはなく健康に暮らせている。そのため安心して自由に好きな行動ができる。ここでもまた税金が活躍していることに気づかされる。

一方、税金を減らして負担を軽くしてほしいという意見もある。私たち若い世代に一番身近な税金といえば消費税だ。消費税を例にして考えてみると、一九八九

れている時間が全く違うように見える。毎日お休みでのんびりと過ごしている祖父と、休日も仕事や祖父のお世話で忙しそうにしている父。こんなにも違うのに、同じように食事をして、同じように買い物ができるのがちょっと不思議に思ったりもする。

働いていない祖父でも、働いている父と同じような暮らしができる理由を調べてみた。すると、日本には「社会保障」というものがあるからということがわかった。父は、働いて稼いだ分の一部を納税し、祖父は、社会保障費のおかげで年金をもらったり、デイサービスを受けられたりしているのだ。だから、祖父が父と同じような暮らしができる理由は、父がちゃんと勤労の義務や納税の義務を果たしているからだということがわかった。父は、祖父のことを直接お世話しているだけでなく、税金を介してもお世話

その環境を、ぞんざいに扱ってはいけない。

私たちに必要なことは、支えられているという自覚を持ち、感謝すること。そして、恵まれない子どもたちの分まで、何事にも一生懸命に取り組むことだ。

私は、いずれ働く社会人となる。その時には、次は私が支える番だ。未来の子どもたちを、今まで支えてくれた大人たちを、そして日本の未来を、税によって支えていきたい。日本を担う一人として、責任ある行動をとりたい。そんな立派な大人になれるよう、まずは日頃の「当たり前」を何よりも大切にしていこうと思う。

年に消費税が導入され、三%、五%、八%、十%と増税されてきた。確かに、増税されると新しく物を購入したりサービスを受けたりする際の負担も大きくなる。当然、今の暮らしが悪化するようなことがあってはならないが、社会保障などの形できちんと私たち国民に還元されているので、減税だけに目を向けるべきではないと私は考える。

税金を納めることは、社会全体を支えられると同時に、全国民の豊かで幸せな暮らしを実現させる手段であり、まだ見ぬ未来につなげていくための「やさしさ」を築いていく。それらを踏まえて、「やさしさ」に満ちている素敵な社会をつくる一員となる為の納税をしたい。それこそが、社会における未来への「やさしさのかたち」なのだと思ふ。

していることになるのだ。でもそれは、きっと祖父も働き盛りの頃に曾祖父にやってきたことなのだろう。何十年と続くリレーをしているみたいでおもしろい。

僕は、小さいときに祖父にいっぱい遊んでもらった。祖父はものづくりが得意で、よく手作りの木のおもちゃを作ってくれた。今の祖父は、そのころの祖父とは違うけれども、やっぱり僕は祖父のことが大好きだ。祖父にはいつまでも元気でいてほしい。だから、これからも日本の社会保障のリレーは守り続けなければいけないと思う。

そして、いつか僕も今の父のように、父のことを支えようと思う。このリレーをもっと続けていきたい。

## ■ 第一回「税務研修会」

令和5年9月27日(水) THE CONDER HOUSE



講師の副署長 木下真紀子氏

9月27日(水)、THE CONDER HOUSEにて第一回「税務研修会」を開催しました。

今回の税務研修会は、昭和税務署から木下副署長様と山吉第一統括官様のお2人を講師にお招きしご講演いただきました。

まず、木下副署長様には「お金を使わない広報について」と題し、国税広報についてお話をいただきました。国税庁で広報をご担当されていたご経験から、限られた予算内で広報活動をする術や、毎年作成される確定申告ポスターを作成年ごとに比較することで、社会環境や税制改正により広報内容が変化していることなど、詳しくご説明いただきました。

引き続き、山吉第一統括官様には、「あの日のこと」と題して、ご自身が今までに経験してきた中で最も印象に残っているという



講師の法人一統括 山吉浩司氏

資料調査課での税務調査についてお話をいただきました。社員の不正処理の事例を上げ、社内の事務処理が正しく行われているかなど、経営者にとって学びの多いお話をいただきました。

質疑応答の時間では、参加した部会員の中でも、社業で広報活動に関わりのある部会員もおり、専門的な質問も飛び出しました。また、税務署をはじめ国税の業務を今まで以上に理解することができ、自社の業務についても改めて見直す良い機会となり、中身の濃い有意義な研修会となりました。

広報・渉外担当副部長 横井 直己

## ■ 親睦ボウリング大会

令和5年10月11日(水) スポルト名古屋

10月11日(水)、コロナ禍により3回連続で中止をしていた青年部会主催「親睦ボウリング大会」を4年振りにスポルト名古屋にて開催しました。

昭和税務署からも、署長様をはじめ、14名もの職員の皆さんに参加いただき、総勢35名で熱戦が繰り広げられました。

会員拡大委員長の伊藤翼さんの滑らかな司会進行により、青年部会の江場部会長による開会宣言、佐合署長と江場部会長の両名による始球式から親睦ボウリング大会がスタートしました。

各レーンでスペアやストライク、または惜しいプレーが出るたびに歓声が沸き上がり、参加者全員が大いに盛り上がりました。

大会の結果は、2ゲームで339のスコアを出した青年部会の菱田さんが優勝し、一同惜しめない称賛を送りつつ、和やかに大会は終了し、更に親睦を深め合うことができました。

大会後、青年部会員は、表彰式を兼ねた親睦会を開催し、更に盛り上がりました。来年度は、新たな開催地となる予定ですが多くの方の御参加をお待ちしております。

会員・事業担当副部長 伊勢村 雄吾



和気あいのボウリング大会



## 令和5年 第二回「税務研修会」

令和5年12月5日(火) ホテルシルク・トゥリー名古屋

12月5日(火)、ホテルシルク・トゥリー名古屋にて第二回「税務研修会」を開催しました。

今回の税務研修会は、来賓として、昭和税務署から佐合署長様と山吉第一統括官様のお2人をお招きし、佐合署長様にご講演いただきました。

佐合署長様には「知っておきたい税の話」と題し、相続や贈与に関するお話をいただきました。佐合署長様のご経験に基づくお話しや相続の特異な制度、更には、相続税や贈与税に関する留意事項や制度の変遷など、非常に分かりやすくお話しいただき、将来において、とても参考になるお話しでした。

相続・贈与については、どの部会員もいずれ経験することでもあり、専門的な事柄が多く理解するのに時間が掛かりますが、その基礎的なお話を聴けたことで、とても有意義な研修会となりました。



講師の昭和税務署長 佐合一信氏

## 第37回 全国青年の集い「山形大会」

令和5年11月9日(木)・10日(金) ホテルメトロポリタン山形、やまぎん県民ホール

第37回法人会全国青年の集い「山形大会」が11月9日・10日に山形市にて開催されました。昭和法人会青年部役員一同は、9日に租税教育活動プレゼンテーションに参加し、全国各地より選抜された局連の代表による素晴らしい取組みを拝聴し、今後の活動の参考にすることができ大変有意義な時間となりました。

江場部会長は10日に開催された部会長サミットに参加し、「①会員拡大について ②租税教室活動の効果について」全国の部会長と意見交換をしました。

部会員増強については、会員を活動に巻き込む手法や発信力強化の取り組みを共有し、課題解決に向け情報交換が行われ、租税教育活動については、活動効果の検証や将来を担う子どもたちのための活動の在り方を考え、活発な議論が交わされました。

また、会員交流分科会では伊勢村副部会長が参加し、「健康経営プロジェクト」について全国各地から集うメンバーと交流を図りつつ、互いの悩みや成功事例を共有しました。活動の活性化につながった様々なお話しが聞けたことで、我々の活動にもつなげられる貴重な分科会となりました。

今大会は、山形県を代表する偉人「上杉鷹山公」の言葉、「為せば成る！」をスローガンに掲げていました。ここ数年、新型コロナウイルス感染拡大の影響で青年部会の活動は制限を



山形大会に参加した青年部会員

余儀なくされてきましたが、困難な状況でも活動を前進させてきましたし、将来を担う子どもたちのための租税教室への講師派遣や健康経営をはじめとする青年部会活動も「為せば成る！」の精神で、未来へのバトンとしてつなげていくことを実感した大会でした。

広報・渉外担当副部会長 横井 直己



公益社団法人  
昭和法人会

## 青年部会拡大推進教養講座

青年部会新入会員・検討者向け

講演会

### 「健康経営のすすめ」

講師：健康経営アドバイザー 鈴木 陽一 氏

開催日 令和6年1月30日 火

時間 17:30～19:00

開催場所 名古屋クレストンホテル  
(名古屋市中区栄3-29-1 名古屋パルコ9階)

## 社会貢献事業「講演会と演奏会」

令和5年10月24日(火) メルパルク名古屋

第一部 講演会「カラダの仕組みを学んで椅子に座ってカラダを動かしてみよう

～肩こり・腰痛・姿勢改善～

第二部 プレミアムコンサート「音楽は時間に咲く花 ～やっぱり知ってる曲はいい～

女性部会では、毎年恒例の社会貢献事業「講演会とプレミアムコンサート（演奏会）」を、10月24日（火）、メルパルク名古屋にて会員以外の一般参加者を含め、201名もの多くの参加者を集め開催しました。



第一部講演会の講師 田中智香子氏

第一部の講演会では、講師にフィットネスインストラクターの田中智香子氏（㈱ohana FITNESS代表取締役）をお迎えし、「カラダの仕組みを学んで椅子に座ってカラダを動かしてみよう～肩こり・腰痛・姿勢改善～」と題してご講演いただきました。

田中先生は、25歳の時に胃がんを、そして、43歳の時に乳がん、何と2度もがんに罹患されましたが、いずれも克服し、がんを克服した経験の中で、フィットネスインストラクターとしての使命感をまさに体感されたそうです。現在は、未病や術後の方の食事や運動などのサポートに注力されており、今年度、昭和法人会並びに女性部会に加入されました。

ご講演を拝聴し、肩こりや腰痛、更には姿勢の改善まで、簡単な運動で改善・維持できることが分かりました。健康長寿であるために、大変参考となるお話で、最後まで大変興味深くお聞きすることができました。



演奏会の光景

第二部のプレミアムコンサート（演奏会）では、音楽プロデューサーの甚目裕夫氏に演出をお願いし、本年は「音楽は時間に咲く花～やっぱり知ってる曲はいい～スタークラシックスの騎手達と皆んなで歌う日本の名歌」と題して、ソプラノ歌手の中江早希氏と山岸裕梨氏、ピアノの市居宥香氏と渡辺友梨香氏、オーボエの大河真矢氏、サクソの吉田春乃氏、ヴァイオリンの小島愛弓氏をお迎えしました。

甚目先生のピアノとともに、「シューマン 献呈」「ユーカリ」から日本の名歌「朧月夜」「見上げてごらん夜の星を」まで披露していただき、出演された奏者の迫力、透き通る声、これらを間近にして、酔いしれるほどの至福のひと時を過ごすことができましたし、あっという間に時間が過ぎてしまい、もっともっと聴いていたいという気持ちでした。



出演者と部会員

## ■ 9月例会「署長講演会」と「絵はがきコンクール審査会」

令和5年9月15日(金) ガス燈

9月15日(金)、女性部会の9月例会として、佐合昭和税務署長様をお迎えし、「知っておきたい税の話」と題して、「署長講演会」を開催しました。

相続や贈与に関する内容で、佐合署長様の経験談や豊富な知識を基にされたお話して、しかも、受講者を飽きさせない佐合署長の話術で、あっという間に時間が過ぎ、とて

も勉強になりました。

署長講演会の後には、「第8回税に関する絵はがきコンクール審査会」を実施しました。子どもたちの発想の素晴らしさに感動の声が上がるなど、未来を担う子どもたちを育てていく必要性もこれまで以上に感じながらの審査でした。



講師の昭和税務署長 佐合一信氏



絵はがき審査の光景

## ■ 税を考える週間 街頭PR

令和5年11月12日(日) イオン八事店

昭和税務連絡協議会が主催する「税を考える週間」(11/11～11/17)行事の一環として実施した税に関するチラシ配布等の街頭広報に参加しました。来店した一般の方々に税を考えていただく良い機会を与えられる行事です。

また、法人会、納税貯蓄組合連合会、間税会が行った小

学生を対象とした「絵はがき」や「習字」、中学生を対象とした「作文」や「標語」の入賞者に対する「税に関する作品合同表彰式」を併せて開催し受賞者とともに保護者の方も多数来場され、有意義な税の啓蒙活動ができた一日となりました。

## ■ 11月例会「税務署長講演会」

令和5年11月13日(月) メルパルク名古屋

11月例会は、11月11日から17日の「税を考える週間」の一環として、本会・支部役員、青年部会員、女性部会員が一堂に会し、佐合署長様の講演を拝聴しました。

佐合署長様のご講演は「大人のための租税教室」と題し、これまで長年従事された幅広い経験と知識を基に、税の使

い道をはじめ、いろいろな収入の課税要件から、適正課税のための取組みや納税者サービスの充実・納税環境の整備まで、多岐にわたるお話で、とても分かりやすく、非常に有意義な講演会でした。



# 令和6年度 税制改正要望 行動する法人会

法人会では、法人会の発足以来、毎年、中小企業を中心とする企業側の意見等をまとめ、「税制改正に関する要望・提言」を、法人会活動の大きな位置付けの一つとして捉え、税制委員会が中心となって委員等から出された意見等を集約した上で、県連・全法連へと上申し議論を重ねて、全国440法人会の総意として「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。昭和法人会が提出した意見もこれらに反映されています。

この提言をもとに、愛知県下20の法人会では、そ

れぞれ地元出身の国会議員に直接要請活動をするこ  
とし、当昭和法人会では、青山税制委員長から、  
直接衆議院議員に「税制改正の提言書」を手渡し、  
提言内容が国会に反映されるよう要請行動を実施し  
ました。

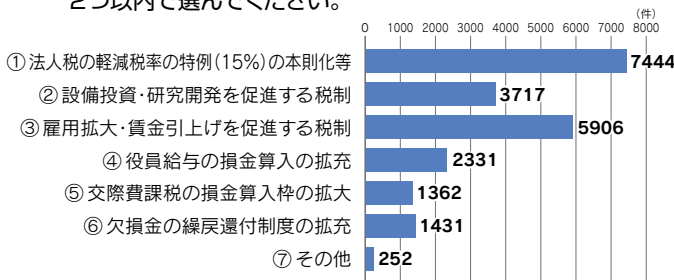
また、地元自治体の市長・町長及び市議会・町議  
会議長並びに商工会会長にも、提言書を交付し、中  
小企業を中心とした税制改正意見を届けています。

## 令和6年度税制改正スローガン

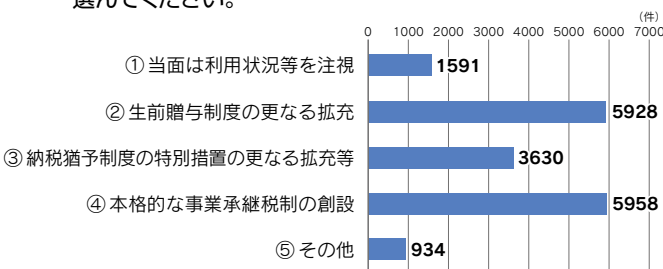
- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

## 令和6年度税制改正に関するアンケート結果 (有効回答総数12,307名)

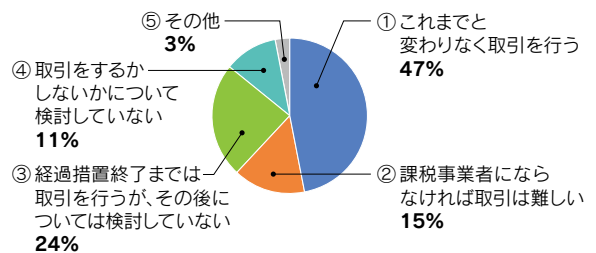
Q1 中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、  
2つ以内で選んでください。



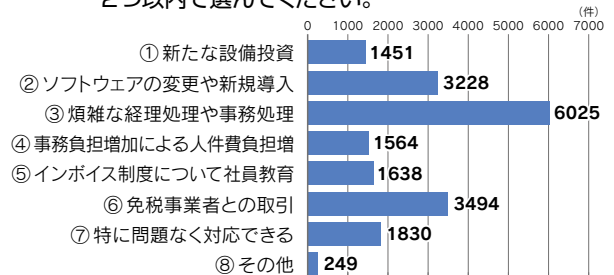
Q2 事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で  
選んでください。



Q3 インボイス制度導入後の免税事業者との取引に  
ついてお考えをお聞かせください。



Q4 インボイス制度導入に際し、懸念される点を  
2つ以内で選んでください。





去る10月18日(水)、第39回法人会全国大会が群馬県高崎市の高崎芸術劇場において全国から約1,400名の会員、関係者が参加し、盛大に開催されました。昨年の千葉大会から、全国の会員が一堂に会して開催されるようになり、平常に戻ったことを更に実感しました。

本年は、大会開催前にウェルカムコンサートとして、群馬交響楽団のアンサンブル編成による演奏が披露され、大会開始前から心が癒やされました。

第一部の記念講演では、日本通信株式会社代表取締役社長で、公立大学法人前橋工科大学理事長でもある福田尚久氏に「好機到来」と題し、ご講演をいただきました。

第二部の式典では、小林栄三全法連会長の挨拶に続き、住澤整国税庁長官、山本一太群馬県知事、富岡賢治高崎市長の各来賓から祝辞を頂戴し、その後、会員増強・研修・福利厚生部門での成績優秀県連等の表彰に続き、「令和6年度税制改正に関する提言」の趣旨説明・報告が行われました。その他、青年部会による租税教育活動の報告とともに「大会宣言」が満場一致により採択されました。

## 大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献している。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、急激な物価上昇も一時に比べ、落ち着きを取り戻しつつある。

こうした中、政府が打ち出した少子化対策や防衛力の抜本強化については、財源の具体的な内容が定まっておらず、安定性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出しており、返済計画の策定が重要な課題である。

歳出だけを先行させ財源論が置き去りになったままでは、財政規律の毀損が決定的となりかねない。まずは、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化につ

いても並行して議論を開始すべきである。

また、今月から導入されたインボイス制度は、事業者の事務負担増や適格請求書発行事業者と免税事業者との取引に変化が生じると言った懸念がある。政府は、国民や事業者への影響を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直す必要がある。

地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍による打撃から回復していないケースも少なくない。実効性ある税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和5年10月18日  
全国法人会総連合 全国大会

## 基本的な課題

### I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

#### 1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態

を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧の説明し理解を求めていかなければならない。

### 5. 今後の税制改革のあり方

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置  
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整

理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

#### (3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

## 2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

### 3. 消費税への対応

・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

## III. 地方のあり方

・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間の

チェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

・行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図る。

### 2. 環境問題への対応

・令和5年5月にGX推進法が成立し、「カーボンプライシング」が導入された一方で、エネルギー価格は高止まりしており、家庭、企業における負担感が高まっている。原発の再稼働や稼働期間の延長等を含めたエネルギー問題のあり方について、積極的に検討を行う必要がある。

### 3. 租税教育の充実

・税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えないことから、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



## 税目別の具体的課題

### 1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は損金算入とすべき
  - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

### 2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
  - ①基幹税としての財源調達機能の回復
  - ②各種控除制度の見直し
  - ③個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

### 3. 相続税・贈与税関係

- (1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

### 4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲

を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

### 5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

- (3) 電子申告

## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

## 市内9法人会合同講演会

- 令和5年9月13日(水)／  
日本特殊陶業市民会館フォレストホール
- 講師／タレント 山田 邦子 氏
- 演題／「大丈夫だよ、がんばろう！」

9月13日(水)、名古屋市内9法人会合同の講演会を日本特殊陶業市民会館フォレストホールにて601名(内昭和法人会73名)の参加者を集め開催しました。

講師にタレントの山田邦子氏をお迎えし、「大丈夫だよ、がんばろう！」と題して講演いただきました。

講演の内容は、山田邦子さんのお話はもちろん、参加者とともに合唱をしたり、山田邦子さんの歌もありで、とても楽しい時間でした。

お話の中では、バスガイドのネタも自作自演、水泳部でも自分との戦いだったため、友人はいらなないと思っていたけれど、病気になって初めて友人が神様からの最大のプレゼントだと思ったことや、私のような明るい人間を乳がんの仲間の中に神様が送り込んだのではないかと思ったことなどを絶妙な話術で話され虜にされてしまった感じでした。



講師の山田邦子氏

検診で早期発見してから、手術のリアルな話もありましたが、定期的に健康診断を受けていれば、乳がんは早期発見できるということ、早期発見できれば完治できることも語っておられました。

参加者からは、健康診断の大切さはもとより、人生は和気あいあいと楽しむことも重要であることが分かり、とても役に立つお話だったとの声が上がりました。

## 「大規模法人合同研修会」

- 令和5年10月30日(月)／熱田神宮会館
- 講師／名古屋国税局 調査部長 服部 考一朗 氏  
同調査部 調査審理課長 篠田 昌宏 氏
- 演題／「税務行政の現状と今後の展望」  
「税務申告に係る留意事項」

10月30日(月)、昭和法人会では、熱田法人会、中川法人会、半田法人会との合同で、「大規模法人合同研修会」を熱田神宮会館にて92名の参加者を集め開催しました。

この合同研修会は、資本金1億円以上の企業に参加を呼びかけ、毎年名古屋国税局調査部長様のご講演や、税務研修会として、4会が合同で開催しているものです。

本年も第一部では、名古屋国税局 調査部長の服部考一朗様に「税務行政の現状と今後の展望」と題し、ご講演をいただきました。服部部長は、最近の税務行政の現状や税務行政のDXについて触れられ、更には、電子帳簿保存法についてのお話を大変分かりやすくご講演いただきました。

第二部は、名古屋国税局 調査部 調査審理課長の篠田昌宏様による研修会として、「税務申告に係る留意事項」を、令和5年度税制改正の内容も織り込み、特に誤りの多い事項や注意を要する点を中心に丁寧に解説いただきました。

第三部は、税務署からの連絡事項として「給与所得の源泉



名古屋国税局 調査部長 服部考一朗氏

徴収票のe-Tax提出」について、名古屋国税局課税第一部 課税総括課課長補佐の栗田尚典様に、引き続き半田税務署 法人課税第一部門統括官の玉根和吉様に、「自宅からのe-Taxを利用した申告(スマホ申告)」についてご説明をしていただきました。

この研修会への参加者は、各企業ともに実務を担当している担当者の方が多く、それぞれメモを取りながら真剣に受講されていました。

# 市内ブロック連絡協議会 「経営講演会と税務研修会」

●令和5年10月11日(水) 熱田神宮会館

## ＝第一部＝

- 講師／ダイヤ精機株式会社代表取締役 諏訪貴子 氏
- 演題／『町工場発！女社長の経営改革と人財改革』

10月11日(水)、名古屋市内ブロック(瑞穂区・昭和区・天白区)では、合同で経営講演会と税務研修会を熱田神宮会館にて45名の参加者を集め開催しました。

第一部の「経営講演会」では、講師にダイヤ精機株式会社代表取締役の諏訪貴子氏をお迎えし、『町工場発！女社長の経営改革と人財改革』と題して講演いただきました。

諏訪氏が社長になるまでのストーリーやものづくりに対する思い、また、社員(仲間)に対する思いなどを、熱のこもった具体的で聴きやすいお話しぶりで、女性経営者に限らず、中小企業の経営者として、感慨深いお話でした。

参加者は、最後まで熱心に耳を傾けていましたし、期待



講師の諏訪貴子氏

以上のすばらしい講演でよかった、今後の企業経営の参考にできる、などなど、多くの感想を述べていました。

## ＝第二部＝

- 講師／昭和税務署 法人課税第一統括官 山吉浩司 氏
- 演題／『あの日のこと』

第二部の「税務研修会」では、昭和税務署の山吉法人課税第一統括官に講師をお願いし、『あの日のこと』と題してお話ししていただきました。国税組織におけるそれぞれの調査部署の所掌・特徴や過去に経験した税務調査の目線から、特に、女性経営者に向け、調査経験から感じている経理や経理担当の重要性について触れられるなど、今後の企業経営にとっても参考となる研修をしていただきました。



講師の法人一統括 山吉浩司氏

# 税務研修会「年末調整の実務のポイント」

- 令和5年11月20日(月)／名古屋市公会堂 第七集会室
- 講師／昭和税務署 担当官

昭和法人会では、税務署主催の年末調整等説明会が開催されなくなったことから、独自でこのテーマでの税務研修会を毎年開催しています。

本研修会では、午前・午後合わせて76名の参加者が集まり、講師となった税務署の担当官が「令和5年分の年末調整について」「法定調書の作成について」それぞれ大きな改正部分はないことから、ポイントとなる部分を重点に解説されました。

研修会の終了後には、講師に質問するため行列ができるほど参加者の関心は高く、日頃抱えている疑問点等に税務署の担当官も親切に対応していただき、また、年末関係諸用紙を会場入口に備え置きしたことから、書類の不足分についても補うことができ、有意義な研修会であったとの感想をいただきました。



講師の昭和税務署 担当官

# やさしい法人税セミナー

- 令和5年9月6日(水)～10月4日(水)の延べ5回  
昭和ビル大ホール
- 講師／税理士 四井清裕氏  
(元名古屋国税局 調査部長)

本年度の「やさしい法人税セミナー」を9月6日(水)～10月4日(水)の間に5回の講座で開催しました。

本年度から、講師を税理士の四井清裕氏にお願いし、分厚い「図解法人税」のテキストを基に、熱のこもった講義が行われました。

この講座は、昭和・名古屋中・千種法人会の3会が合同で、新たに経理や申告書作成担当など初めて法人税法に接した担当者の方を対象に開催しているセミナーで、毎年多くの方が受講されています。

本年度の参加人員は56名で、当会からは8名の方が受講されました。



講師の四井清裕税理士

法人税法の基礎からインボイス制度まで、また、四井税理士の国税現職時代の経験を織り込んだ巧みなお話しに、受講者は真剣な眼差しで知識習得に取り組んでいました。

# 愛知県連 東海3県横断税務広報

- 令和5年11月8日(水)  
岐阜駅、名古屋駅、豊橋駅、静岡駅

愛知県連では、「税を考える週間」に合わせ、11月8日(水)に東海3県の主要4駅を横断し税務広報活動を実施しました。

この活動は、「税を考える週間」の周知、納税意識の向上、国税電子申告・納税システム「e-Tax」の利便性などの広報を目的とし、広く地域社会に税の大切さについて考える“きっかけ”を創出するイベントとして、三県の青年部会が中心となって広報活動を行うもので、当会から江場青年部会長と前青連協会長の後藤さんが参加しました。

また、愛知県法人会連合会の広報大使である女優の佐藤奈織美さんもこの広報活動に加わり、一日をかけて岐阜から静岡まで広報活動を実施し、地元メディアにも大きく取り上げられました。



広報活動に参加したスタッフ

電子申告で  
効率UP!

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する  
申告や納税、申請・届出  
などの手続きが  
インターネットで行えます。

## 納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略<sup>(注)</sup>

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス 🔍 検索

# 社会貢献活動 「地域住民まつり」に参加

社会貢献活動の一環として、管内2区2市1町で開催される地域住民まつりでブースを借り受け、ブロック・支部役員が税に関するパンフレットなどを配布したほか、抽選やゲームにより各種景品を配布しました。

法人会のブースは、いずれのまつりにおいても人気があり、天候にも恵まれ、税の啓蒙活動と法人会のPRが更に推進できました。

## 天白区区民まつり

- 日時／10月22日(日)
- 場所／天白公園



## 昭和区区民まつり

- 日時／10月29日(日)
- 場所／鶴舞公園



## 長久手市商工まつり

- 日時／11月19日(日)
- 場所／愛・地球博記念公園



## 東郷町文化産業まつり

- 日時／11月12日(日)
- 場所／東郷町いこまい館周辺



## にっしん市民まつり

- 日時／11月19日(日)
- 場所／日進市役所周辺



# インターネットセミナーのご案内 **会員無料**

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定 ID・パスワード	
ID	<b>hj1813</b>
パスワード	<b>9677</b>

**500本以上から見放題!**

## 視聴方法

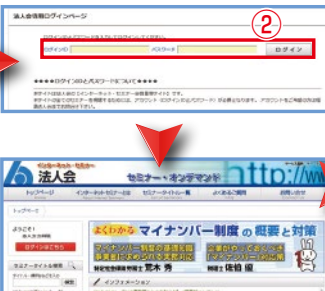
### ▶昭和法人会ホームページ



### ▶インターネット・セミナー TOP 画面



### ▶ID とパスワードを入力



### ▶セミナー詳細画面



- 法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。  
【ログイン手順】
- ①赤いボタン《ログインはこちら》をクリック
  - ②ID とパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
  - ③視聴したいセミナーを選択
  - ④《動画を見る》ボタンをクリック
  - ⑤セミナー視聴画面へ

### ▶インターネット・セミナー TOP 画面

### ▶セミナー視聴画面



# 消費税の 期限内納付を 忘れずに。

消費税には申告・納付期限<sup>(※1)</sup>があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

### 期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。  
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※4)</sup>

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を出す旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内 🔍 検索



## 法人会アンケート調査システム

# 新規登録 にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和4年3月末現在、登録数9,511名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、今後の法人会事業の参考としています。

また、調査結果は全法連HPで公開するとともに、マスコミにも提供しパブリシティの向上に役立っています。

登録がまだお済でない方は、  
この機会にぜひ登録ください！



### アンケート調査システムの活用状況は？

景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、2～3か月に1回のペースで調査をしています。最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政等の外部機関がこのシステムに注目するようになりました。外部機関や各地の法人会とタイアップした調査も実施しています。

### どうして新規登録を増やす必要があるの？

アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。

そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

### 外部機関や各地の法人会とタイアップして実施した主な調査



- 年末調整手続電子化に関するアンケート（国税庁・令和2年11月）
- 年末調整の方法等についてのアンケート（国税庁・令和4年1月）
- コロナ禍における企業経営への影響調査アンケート  
（東京法人会連合会・令和3年12月）
- 電子帳簿保存法に係るアンケート調査（埼玉県法人会連合会・令和4年1月）

**法人会とは？** 私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。

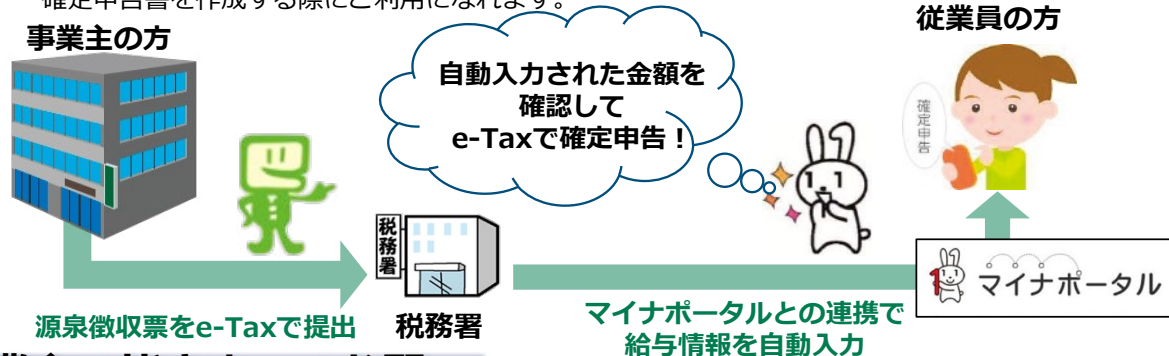
41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、税知識の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と地域の発展に貢献してまいりました。

登録方法で不明な点は  
昭和法人会事務局へ  
**TEL. 882-9677**

# 事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、  
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、  
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、  
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。  
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で  
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



## 事業主の皆さまへのお願い

### Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

### Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

### Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



**e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！**

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは次頁をご覧ください。



# e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

## STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス  
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト（WEB版）」をクリック  
または

e-tax web ログイン



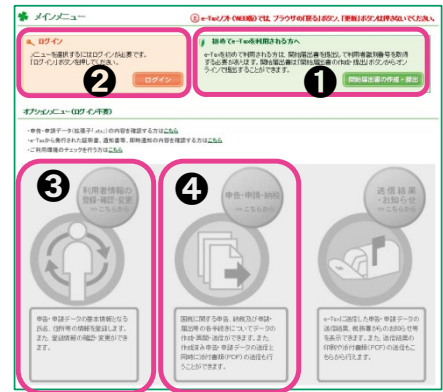
## STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います（e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。）。

※事前準備の案内動画はこちら



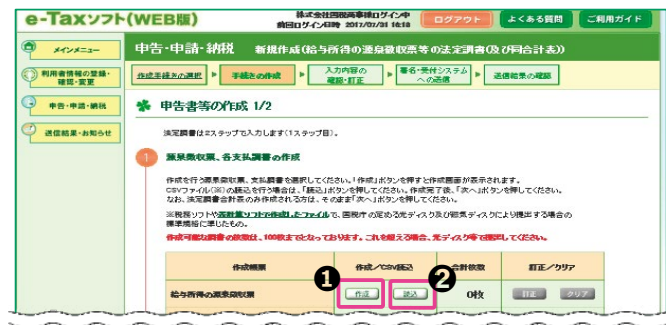
## STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

### 【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

### 【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

## eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

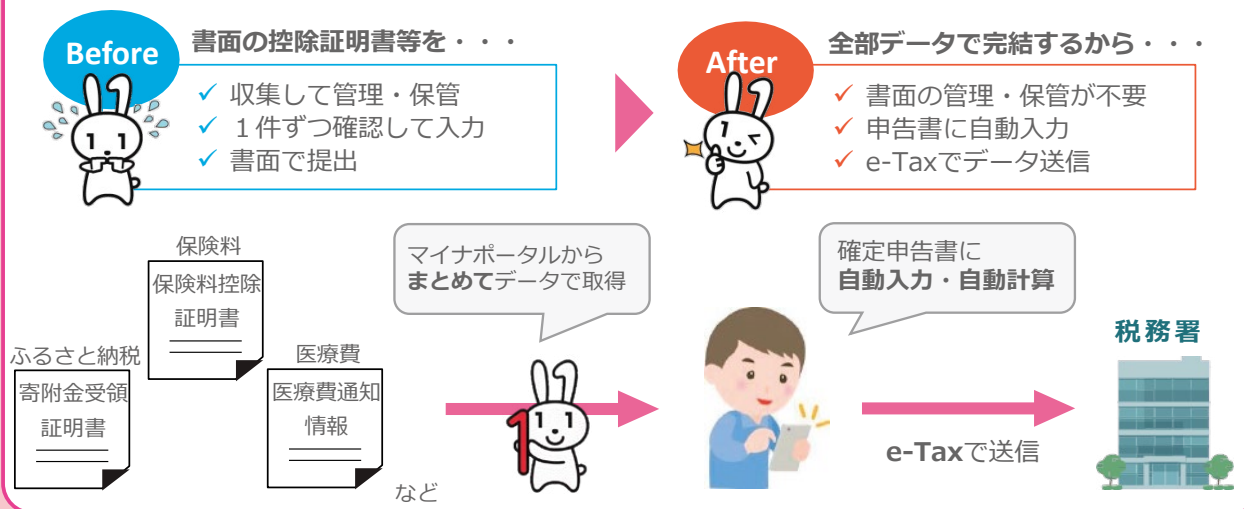
(eLTAXホームページ)



# マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

## ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪



## 令和6年1月以降の対象はこちら！

### 収入関係

- NEW** 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座

### 控除関係

- 医療費・ふるさと納税
- 生命保険・地震保険
- 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
- NEW** iDeCo・**NEW** 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は次頁をご確認ください

## ～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

### マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



### マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。

事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン  
(又はICカードリーダー)



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。(マイナンバーカードの取得もお早めに！)

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。



特設ページはこちらから

### 確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax!** マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成  
コーナーはこちらから



# 使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

## 💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



### ダイレクト納付

おすすめ!

#### 納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で  
事前に届出をした預貯金口座から、口座  
引落しにより納付する方法です。

#### こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）  
など納付の機会が多い方、ご自身で振替  
日を指定したい方

### インターネットバンキング による納付

#### 納付方法

インターネットバンキング口座から納付  
する方法です。

#### こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより  
決済する機会の多い方

### 振替納税（口座振替）

#### 納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に  
自動で口座引落しにより納付する方法です。

#### こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め  
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

### クレジットカード・スマホアプリ納付

#### 納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや  
スマホ決済アプリ（Pay払い）により納付  
する方法です。

#### こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

令和6年4月から

## 国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付をあらかじめ設定することができますようになります。

国税の納付手続は  
こちらから



## キャッシュレス納付の一覧表

国税	キャッシュレス納付の種類	対象税目 <sup>※1</sup>	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納税に関する 総合案内
	インターネットバンキングによる納付	全税目	
	振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、 消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
	クレジットカード納付・ スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の手続において、ご利用できない税目があります。  
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

## eL-QR（地方税統一QRコード）を利用した納税について

令和5年4月からeL-QR（地方税統一QRコード）を利用した納税ができるようになりました。

eL-QRが付いた納付書では、全国の金融機関等窓口、地方税お支払サイトを利用したMPN（マルチペイメントネットワーク）、クレジットカード払い及びスマートフォン決済アプリでの納税が可能です。

### ◆利用対象の税目

県税の全税目（自動車税、個人事業税、不動産取得税など）

### ◆利用可能な納税方法

#### ○金融機関等窓口

eL-QR（地方税統一QRコード）に対応する全国の金融機関等窓口で納税が可能です。  
対応する金融機関等については、地方税共同機構ホームページをご確認ください。

地方税共同機構ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

#### ○地方税お支払サイト

地方税共同機構が提供するWebシステム「地方税お支払サイト」によるMPN（マルチペイメントネットワーク）及びクレジットカード払いが可能です。

地方税お支払サイト：<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※カメラ機能付きのスマートフォン等であれば、領収済通知書の「領収日付印」欄下のeL-QR（QRコード）を読み取って納税することができます。

※スマートフォン等によっては、カメラでQRコードを読み取ることができない場合があります。  
その場合はeL番号（「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」及び「納付区分」）を直接入力してください。

#### ○スマートフォン決済アプリ

対応するスマートフォン決済アプリにより、eL-QR（地方税統一QRコード）を読み取ることで納税が可能です。

※スマートフォン等によっては、カメラでQRコードを読み取ることができない場合があります。  
対応するスマートフォン決済アプリについては、「地方税お支払サイト」の関連サービスをご確認ください。

地方税お支払サイト：<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

### 【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 徴収課

電話 052-682-8922（ダイヤルイン）

eLTAX（エルタックス）では、令和元年10月から法人県民税及び法人事業税の電子納税が地方税共通納税システムにより運用されています。

◆全ての地方団体へ電子納税できます

地方税共通納税システムにより、全ての地方団体に一括して電子納税ができます。また、既存の電子納税の方式に加え、「ダイレクト方式」、「クレジットカード」もご利用いただけます。

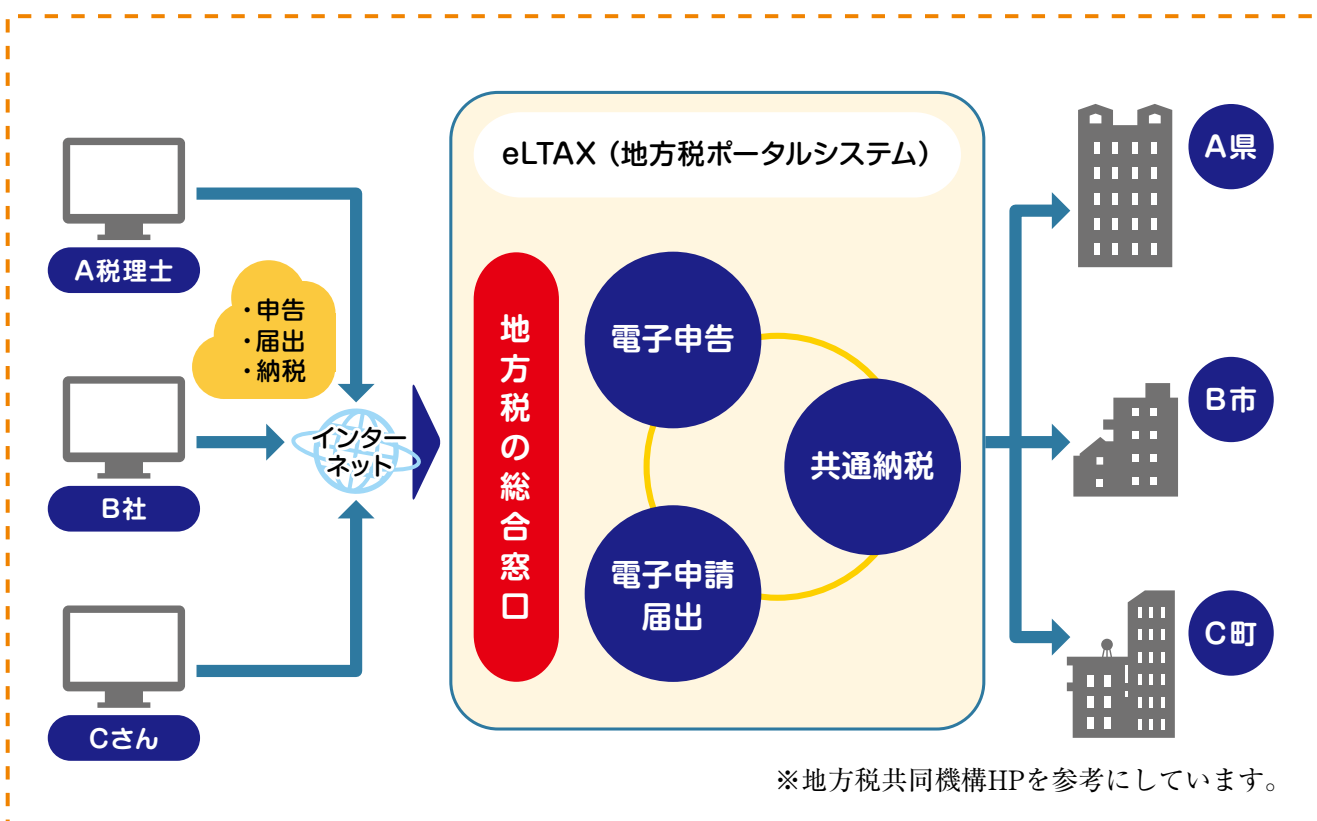
ダイレクト方式とは、納税者が事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。これにより、税理士等の代理人による納税手続きが容易にできます。

◆一度の手続きで複数の地方団体に納税できます

納税者は、一度の手続きで複数の地方団体あての納税が可能となり、納税先ごとの納付書作成や、地方団体の指定・収納代理金融機関等に持ち込むといった事務負担から解放されます。

◆納税できる県税は

- 法人県民税   ○法人事業税   ○特別法人事業税   ○地方法人特別税



◎詳しくはこちらをご覧ください。

愛知県 税務課 電子納税

検索

【お問い合わせ先】

愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ  
電話 052-682-8923 (ダイヤルイン)

# 個人市民税・県民税 給与支払報告書の提出

## ●個人別明細書と総括表の提出について

### 1 提出期限

なるべく令和6年1月22日(月)までに提出をお願いします。(提出期限は令和6年1月31日(水)です。)

### 2 個人別明細書の提出対象

令和5年中に給与等の支払を受けた方で、

- (1) 令和6年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和5年中に退職した方(注)

(注)個人別明細書の提出義務があるのは、令和5年中の支払金額が30万円を超える方ですが、支払金額が30万円以下の方についても、提出のご協力をお願いします。

### 3 提出先

令和6年1月1日(退職者については退職時)に名古屋市内に住所がある方の個人別明細書に総括表を添えて、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。

提出の際には、年末調整関係の資料に同封の返信封筒をご利用いただきますようご協力をお願いします。

## ●提出は電子申告が便利です

給与支払報告書は、地方税ポータルシステム「eLTAX」(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)を利用して電子申告することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

## ●よくあるご質問について

『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

名古屋市は個人市民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)  
名古屋市個人市民税特別徴収センター 電話(052)957-6930



# 償却資産(固定資産税)申告書の提出

## 1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産(構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定により所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

## 2 申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になりますので、資産の所在する区ごとに申告書を作成していただき、資産の所在する区を担当する市税事務所へ申告していただきます。

提出期限は令和6年1月31日(水)です。提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく令和6年1月19日(金)までの提出にご協力ください。

## 3 提出先

名古屋市では、市税に関する事務を栄市税事務所、本陣市税事務所、金山市税事務所で行っています。これに伴い、償却資産申告書の提出先、お問い合わせ先が、資産の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産係となっています。下記の該当する市税事務所固定資産税課償却資産係へご提出ください。なお、窓口が混雑することが予想されますので、郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

資産の所在する区	担当する事務所	所在地	連絡先
昭和区 瑞穂区 天白区 熱田区 南区 緑区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	TEL(052)324-9809 FAX(052)324-9826
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒461-8626 名古屋市中区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	TEL(052)959-3309 FAX(052)959-3319
西区 中村区 中川区 港区	本陣市税事務所 固定資産税課 償却資産係	〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	TEL(052)433-4028 FAX(052)433-4066

## 日進市・長久手市・東郷町に所在の会社の方へ

個人市(町)民税・県民税に係る「個人別明細書」と「総括表」及び「償却資産(固定資産税)申告書」の提出要件は、前記の名古屋市の場合と同じです。

それぞれ会社が所在する市町の税務課宛にご提出ください。

会社の所在地	提出先・問合せ先	所在地	代表連絡先
日進市	日進市役所税務課 (市民税係・資産税家屋係)	〒470-0192 日進市蟹甲町池下268	TEL(0561)73-7111
長久手市	長久手市役所税務課 (市民税係・資産税係)	〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1	TEL(0561)63-1111
東郷町	東郷町役場税務課 (町民税係・資産税家屋係)	〒470-0198 愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地	TEL(0561)38-3111

# あけましておめでとうございます

## 新年誌上名刺交換 (社名五十音順)

株式会社 ウツノ

代表取締役 宇津野真一

有限会社 川本緑化

代表取締役 川本幸政

株式会社 飯島産業

代表取締役社長 飯島大輔

亀井ソフラン株式会社

代表取締役 亀井直人

アサイコーポレーション株式会社

代表取締役 浅井啓介

鏡不動産販売株式会社

代表取締役 神本義浩

曙螺子工業株式会社

代表取締役社長 笠原照基

株式会社 岡善製作所

代表取締役社長 高木 繁年

株式会社 アイビー

アイチオート用品株式会社

代表取締役 相羽康人

株式会社 大久保工務店

代表取締役 大久保友嗣

相羽ばね工業株式会社

代表取締役 相羽克俊

江場酸素工業株式会社

代表取締役社長 江場 友美

## 竹田印刷株式会社

代表取締役社長 木全幸治

## 株式会社タイコー

代表取締役 赤羽廣一

## 株式会社 大栄商会

代表取締役 川村昌利

## 株式会社桜デザイン

代表取締役 斎藤努

## 建設ゴム株式会社

代表取締役 稲木三四郎

## 協和電機株式会社

代表取締役 高柳秀孝

## 日本パッキング株式会社

代表取締役社長 小島直之

## 日本ガイシ株式会社

代表取締役社長 小林茂

## 名古屋牛乳株式会社

代表取締役 平井武敏

## 株式会社 東郷製作所

取締役社長 相羽繁生

## 千代田合成株式会社

代表取締役 伊勢村昌吾  
専務取締役 伊勢村雄吾

## 株式会社 中部日榮

代表取締役 鈴木宏

あけましておめでとうございます ●

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村重好

ブラザー工業株式会社

代表取締役社長

佐々木一郎

フジパンググループ本社株式会社

代表取締役社長 安田智彦

富士パックス販売株式会社

代表取締役社長 森 功

株式会社 菱源畳店

代表取締役 菱田 豊

パイロットインキ株式会社

代表取締役社長 木村 勉

山勝株式会社

代表取締役社長

森 昭勝

名機ゴム株式会社

代表取締役 山岡英佑

有限会社村上不動産

代表取締役 村上尚彦

ミズショー株式会社

代表取締役 橋本 衛

水金工事株式会社

代表取締役 水谷 隆夫

丸美産業株式会社

代表取締役社長 嶺木一志

AIIG損害保険株式会社  
東海・北陸地域事業本部

本部長 福島法郎

大同生命保険株式会社  
名古屋南支社

支社長 山本光延  
第二営業課長 西村康弘

ワイクリード株式会社

代表取締役社長 吉田英晃

アフラック代理店  
株式会社ライフスマイル西本

代表取締役会長 西本一子  
代表取締役社長 西本賢太郎

株式会社山本五務店

代表取締役 山本悦司

株式会社山金ポンプ製作所

代表取締役 米本卓弘



公益社団法人昭和法人会

会長 伊藤敏宏

事務局一同

愛知県中小企業共済協同組合

理事長 石川 喜一郎

アフラック愛知総合支社

支社長 関口 徹

# 昭和法人会 当面の行事予定

令和6年 1月～6月

1月23日(火) 11:00～	女性部会1月例会 税務研修会 ガス燈	3月8日(金) 13:30～	【東海法連】第78回大会 名古屋観光ホテル
1月25日(木) 16:00～	【県連】理事会・委員合同賀詞交歓会 名古屋マリオットアソシアホテル	4月17日(水) 17:00～	青年部会第3回通常総会 メルパルク名古屋
1月26日(金) 13:30～	名古屋市内9法人会合同講演会(吉川美代子氏) 日本特殊陶業市民会館フォレストホール	4月18日(木) 終日	【全法連】全国女性フォーラム広島大会 広島グリーンアリーナ
1月30日(火) 17:00～	青年部会 拡大推進教養講座 名古屋クレストンホテル	4月22日(月) 16:00～	【県連】青連協第40回定時総会 名古屋東急ホテル
1月31日(水) 14:00～	【県連】専務理事等会議 大同生命ビル	4月23日(火) 13:30～	女性部会第3回通常総会 メルパルク名古屋
2月14日(水) 未定	【全法連】税制セミナー ハイアットリージェンシー東京	4月25日(木) 11:00～	【県連】女連協第39回定時総会 名古屋東急ホテル
2月16日(金) 15:00～	愛知ブロック経営講演会 長久手市 文化の家	6月上旬 14:00～	昭和法人会第3回通常総会 メルパルク名古屋
2月19日(月) 15:45～	理事(監事)会 メルパルク名古屋	6月14日(金) 15:30～	【県連】第12回通常総会 名古屋観光ホテル
2月下旬 終日	税連協確定申告街宣車広報活動 管内一円		
2月27日(火) 15:30～	【県連】大規模法人経営者国税局長講演会 名古屋マリオットアソシアホテル		

## 編集後記

あけましておめでとうございます。  
今年(二〇二四年)は、「辰年」。辰は、十二支の動物の中では唯一の架空の生き物ですが、昔から非常に縁起の良い神聖な生き物と  
言われていることから、十二支に選んだという説もあるようです。  
また、十干十二支では「甲辰(きのえたつ)」の年に当たります。  
甲辰の年は、これからの成功や成長が芽吹くために種子の内側で  
どんどん大きくなっていく年であり、「人によっては芽吹くと大きく  
旺盛に実る年」、あるいは、「人によっては芽吹くまで至らないが成  
長の実を黙々と育てることが続く年」になると言われています。二  
〇二三年卯年は「準備の年」でしたので、二〇二四年は、準備した  
結果が実を結ぶ年のようなです。つまり、勉強や仕事、将来のために  
学び続けたこと、実直に育てたり身に付けてきたことが、芽吹くと  
一気に大きな結果につながり、夢が実現する年になるようです。  
半面、努力が少し足りなかった人は、結果にはなかなかつながら  
ないかもしれませんが、その芽は水面下で着実に大きく膨らませる  
ことができる年になりそうです。  
六十年前の甲辰の年は、東京オリンピック開催、東海道新幹線開  
業など、国際交流が広がり、新技術が広く使われるようになった年  
でしたから、今年はパリオリンピックやAIを活用した家電やロボ  
ットが普及する年になるのではないのでしょうか。  
二〇二〇年からのコロナ禍で、思うような生活ができず苦勞して  
きましたが、ようやく明るい光が見える年になりそうです。我が昭  
和法人会も、今年は、しっかりとした基礎を作り、更に成長できる  
よう活動していきましょう。



● 広報委員長  
● 副委員長  
● 委員

・ ワイクリッド(株) 吉田英晃  
・ ブラザー不動産(株) 神谷陽志  
・ 日本パーツ機器(株) 後藤秀臣  
・ 横井定(株) 横井直己  
・ (株)大栄商会 川村貴子



法人会がん保険制度は制度発足40周年を迎えました。  
 この間、お支払いしたがん保険の給付金・保険金はおよそ4,163億円<sup>(※1)</sup>。  
 これからも会員企業とご家族の皆様にご安心をお届けしてまいります。  
 (※1 2022年12月現在)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険<sup>(※2)</sup>にご契約の方は、  
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！**

例えば、40歳の時に  
 ご契約したスーパーがん保険<sup>(※3)</sup>を  
 この機会に集団扱にすると<sup>(※4)</sup>...

**個別扱**  
 月払  
**4,780円**

変更すると...  
**集団扱へ**

**保障はそのまま！**

**集団扱**  
 月払  
**4,480円**  
 月々300円割安!

集団扱への変更は早い方がお得!

**年間では3,600円もお得!**

**お手続きは簡単です!**

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。  
 (※3)すでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約  
 (※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

2022年12月現在

今すぐ、右記まで  
 お問い合わせください!

**Aflac アフラック** 愛知総合支社  
 〒451-0046 名古屋市西区牛島町6-1  
 名古屋ルーセントタワー29F

法人会用フリーダイヤル  
**0120-876-505**

がんばる企業のベストパートナー  
**愛知県中小企業共済**

選べる「2種類」のがん共済 × ニーズに合わせて「最大4口」まで

**がん総合共済**      **がん医療共済**

- 傷害共済
- 生命傷害共済
- 経営者医療共済
- 従業員医療共済
- 従業員弔慰金共済
- 弔慰金共済



**中小企業共済**  
 愛知県中小企業共済協同組合

**0120-00-9967**  
 フリーコール <受付時間>平日9:00~17:00

こちらから  
 ご覧頂けます



「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。資料請求はこちら▶<https://www.ack-kyosai.or.jp>

本 部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階

愛知県中小企業共済

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

# 難攻不落

経営者さまを取りまくリスクは一つではありません。  
多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。  
重責を担う経営者さまを守る、  
数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」  
「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

## 経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V + 一時金型 Mタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

Premium

(大同生命の無配当入院一時金保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

名古屋南支社/  
名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)  
TEL 052-331-3360

**AIG** AIG損害保険株式会社

名古屋支店/  
名古屋市中区栄5-27-12(AIG名古屋ビル)  
TEL 052-857-1400

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0010 (2023年5月19日) 23-073005 2023-05

